

幼保連携型認定こども園 認可審査票

資料4

施設名 幼保連携型認定こども園 あさがおこども園  
 法人名 社会福祉法人守里会  
 代表者名 理事長 松木 孝和  
 所在地 高松市上林町69番地  
 事業開始 令和6年4月1日  
 認可定員 140人

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	【備考】
定員	1号				3	3	3	9	
	2号				23	24	24	71	
	3号(0歳)	12						12	
	3号(1・2歳)		24	24				48	
	計	12	24	24	26	27	27	140	
学級数		-	-	-	1	1	1	3	

審査項目(具体的な内容)	評価	特記事項
<b>1 申請者</b>		
(1) 申請者が関係法に規定する欠格事項等に該当していないか。	適・否	
<b>2 学級編制</b>		
(1) 適切な学級編制ができていないか。 ア 満3歳以上の園児について、35人以下の学級が編制されているか。	適・否	
<b>3 職員</b>		
(1) 必要な職員が配置されているか。 ア 園長、保育教諭が配置されているか。 イ 3歳以上児に対し、各学級1人以上の専任の保育教諭等が配置されているか。 ウ 教育及び保育に直接従事する職員の数は次の員数以上か。 (ア) 満4歳以上:30人につき1人 (イ) 満3歳以上満4歳未満:20人につき1人 (ウ) 満1歳以上満3歳未満:6人につき1人 (エ) 満1歳未満:3人につき1人 エ 調理を行う場合、調理員が配置されているか。 オ 学校医・学校歯科医・学校薬剤師が配置されているか。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	(必要数:15人以上)
(2) 園長の資格要件を満たしているか。 ア 教育職員免許法による「教諭免許状(専修又は1種)」と「保育士資格(登録)」の両方の免許・資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者であること イ 上記ではないが、これと同等の資質を有するものと設置者が認めたものであること	適・否	適切に管理及び運営する能力を有する者と認められる。
<b>4 設備等</b>		
(1) 園舎及び園庭は必要な基準を満たしているか。 ア 園舎及び園庭を備えているか。 イ 園舎は2階建て以下となっているか。 (特別な事情がある場合は、3階建て以上も可) ウ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は1階に設けられているか。(同設備を2階以上に設ける場合は、必要な基準を満たしているか。) エ 園舎及び園庭は同一の敷地内又は隣接する位置にあるか。 オ 園舎は必要な面積基準を満たしているか。 (次の①と②を合算した面積以上) ① 満3歳以上の園児に係る面積 1学級:180㎡ 2学級以上:320㎡+100×(学級数-2) ② 満3歳未満の園児に係る面積 満3歳未満の園児数に応じ、下記の(2)オにより算定した面積 カ 園庭は必要な面積基準を満たしているか。 (次の①と②のどちらか大きい方に③を合算した面積以上) ① 満3歳以上の園児の学級数に係る面積 2学級以下:330㎡+30×(学級数-1) 3学級以上:400㎡+80×(学級数-3) ② 満3歳以上の園児数に係る面積 満3歳以上の園児数×3.3㎡ ③ 満2歳以上満3歳未満の園児に係る面積 満2歳以上満3歳未満の園児数×3.3㎡	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	必要面積:566.52㎡以上  必要面積:479.2㎡以上

<p>(2) 園舎には必要な設備が備えられているか。</p> <p>ア 職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備が設けられているか。</p> <p>イ 満3歳以上の園児の保育室数は学級数以上となっているか。</p> <p>ウ 調理室を備えない場合、調理機能を有する設備を備えているか。</p> <p>エ 飲料用設備は、手洗用・足洗用設備と別に備えているか。</p> <p>オ 設備の面積基準を満たしているか。  乳児室: 1.65㎡×満2歳未満児のうちほふくしないものの数  ほふく室: 3.3㎡×満2歳未満児のうちほふくするものの数  保育室又は遊戯室: 1.98㎡×満2歳以上児数</p>	<p>○適・否</p> <p>○適・否</p> <p>○適・否</p> <p>○適・否</p>	<p>必要面積:  乳児室又はほふく室 99.0㎡以上  保育室又は遊戯室 205.92㎡以上</p>
<p>(3) 園には必要な用具が備えられているか。</p> <p>ア 教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具・教具が備えられているか。</p>	<p>○適・否</p>	<p>幼児用机・幼児用椅子・玩具等が備えられている。</p>
<p>5 教育及び保育時間</p>		
<p>(1) 教育及び保育を行う期間及び時間は適切か。</p> <p>ア 教育週数は39週以上か。</p> <p>イ 教育時間は1日当たり4時間以上か。</p> <p>ウ 保育を必要とする子どもの教育及び保育時間は1日8時間か。</p>	<p>○適・否</p> <p>○適・否</p> <p>○適・否</p>	
<p>6 子育て支援事業</p>		
<p>(1) 子育て支援事業を実施しているか。</p>	<p>○適・否</p>	<p>子育て相談等を実施する。</p>
<p>7 利用定員</p>		
<p>(1) 適切な利用定員が設定されているか。</p> <p>ア 利用定員は20人以上か。</p> <p>イ 子ども・子育て支援法第19条に規定する区分ごとに利用定員が設定されているか。</p>	<p>○適・否</p> <p>○適・否</p>	<p>140人  1号:9人  2号:71人  3号(0歳):12人  3号(1・2歳):48人</p>
<p>8 園則</p>		
<p>(1) 施設の運営についての重要事項等が記載されているか。</p>	<p>○適・否</p>	<p>園則兼運営規程としている。</p>
<p>9 給食</p>		
<p>(1) 適切な方法で給食が提供できているか。</p> <p>ア 園内で調理しているか。  ※満3歳以上に対する外部搬入の特例あり。</p> <p>イ 食育等に関する計画が策定されているか。</p> <p>ウ アレルギー対応等の体制が整備されているか。</p>	<p>○適・否</p> <p>○適・否</p> <p>○適・否</p>	<p>年齢別に策定されている。  具体的な対応方法が定められている。</p>
<p>10 運営状況の評価</p>		
<p>(1) 教育及び保育・子育て支援事業の状況その他の運営状況について評価を行い、運営改善のための必要な措置を講ずるよう、努めているか。</p>	<p>○適・否</p>	<p>適切に実施する。</p>
<p>11 非常災害対策</p>		
<p>(1) 非常災害対策として適切な措置が取られているか。</p> <p>ア 消火用具、非常口その他必要な設備が設けられているか。</p> <p>イ 非常災害に対する具体的な計画が立てられているか。</p>	<p>○適・否</p> <p>○適・否</p>	<p>対応マニュアルが定められている。</p>

幼保連携型認定こども園 認可審査票

資料4

施設名            さんさんこども園  
 法人名            社会福祉法人燦々会  
 代表者名        理事長 小比賀 二郎  
 所在地            高松市香川町浅野834番地1  
 事業開始        令和6年4月1日  
 認可定員        130人

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	【備考】
定員	1号				3	3	4	10	
	2号				23	23	23	69	
	3号(0歳)	15						15	
	3号(1・2歳)		18	18				36	
	計	15	18	18	26	26	27	130	
学級数		-	-	-	1	1	1	3	

審査項目(具体的な内容)	評価	特記事項
<b>1 申請者</b>		
(1) 申請者が関係法に規定する欠格事項等に該当していないか。	○ 適 ・ 否	
<b>2 学級編制</b>		
(1) 適切な学級編制ができているか。 ア 満3歳以上の園児について、35人以下の学級が編制されているか。	○ 適 ・ 否	
<b>3 職員</b>		
(1) 必要な職員が配置されているか。 ア 園長、保育教諭が配置されているか。 イ 3歳以上児に対し、各学級1人以上の専任の保育教諭等が配置されているか。 ウ 教育及び保育に直接従事する職員の数は次の員数以上か。 (ア) 満4歳以上: 30人につき1人 (イ) 満3歳以上満4歳未満: 20人につき1人 (ウ) 満1歳以上満3歳未満: 6人につき1人 (エ) 満1歳未満: 3人につき1人 エ 調理を行う場合、調理員が配置されているか。 オ 学校医・学校歯科医・学校薬剤師が配置されているか。	○ 適 ・ 否 ○ 適 ・ 否 ○ 適 ・ 否 ○ 適 ・ 否 ○ 適 ・ 否 ○ 適 ・ 否	(必要数: 14人以上)
(2) 園長の資格要件を満たしているか。 ア 教育職員免許法による「教諭免許状(専修又は1種)」と「保育士資格(登録)」の両方の免許・資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者であること イ 上記ではないが、これと同等の資質を有するものと設置者が認めたものであること	○ 適 ・ 否	適切に管理及び運営する能力を有する者と認められる。
<b>4 設備等</b>		
(1) 園舎及び園庭は必要な基準を満たしているか。 ア 園舎及び園庭を備えているか。 イ 園舎は2階建て以下となっているか。 (特別な事情がある場合は、3階建て以上も可) ウ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は1階に設けられているか。(同設備を2階以上に設ける場合は、必要な基準を満たしているか。) エ 園舎及び園庭は同一の敷地内又は隣接する位置にあるか。 オ 園舎は必要な面積基準を満たしているか。 (次の①と②を合算した面積以上) ① 満3歳以上の園児に係る面積 1学級: 180㎡ 2学級以上: 320㎡+100×(学級数-2) ② 満3歳未満の園児に係る面積 満3歳未満の園児数に応じ、下記の(2)オにより算定した面積 カ 園庭は必要な面積基準を満たしているか。 (次の①と②のどちらか大きい方に③を合算した面積以上) ① 満3歳以上の園児の学級数に係る面積 2学級以下: 330㎡+30×(学級数-1) 3学級以上: 400㎡+80×(学級数-3) ② 満3歳以上の園児数に係る面積 満3歳以上の園児数×3.3㎡ ③ 満2歳以上満3歳未満の園児に係る面積 満2歳以上満3歳未満の園児数×3.3㎡	○ 適 ・ 否 ○ 適 ・ 否 ○ 適 ・ 否 ○ 適 ・ 否 ○ 適 ・ 否 ○ 適 ・ 否 ○ 適 ・ 否	必要面積: 539.79㎡以上          必要面積: 459.4㎡以上

<p>(2) 園舎には必要な設備が備えられているか。</p> <p>ア 職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備が設けられているか。</p> <p>イ 満3歳以上の園児の保育室数は学級数以上となっているか。</p> <p>ウ 調理室を備えない場合、調理機能を有する設備を備えているか。</p> <p>エ 飲料用設備は、手洗用・足洗用設備と別に備えているか。</p> <p>オ 設備の面積基準を満たしているか。  乳児室: 1.65㎡×満2歳未満児のうちほふくしないものの数  ほふく室: 3.3㎡×満2歳未満児のうちほふくするものの数  保育室又は遊戯室: 1.98㎡×満2歳以上児数</p>	<p>○適・否</p> <p>○適・否</p> <p>○適・否</p> <p>○適・否</p>	<p>必要面積:  乳児室又はほふく室 84.15㎡以上  保育室又は遊戯室 192.06㎡以上</p>
<p>(3) 園には必要な用具が備えられているか。</p> <p>ア 教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具・教具が備えられているか。</p>	<p>○適・否</p>	<p>幼児用机・幼児用椅子・玩具等が備えられている。</p>
<p>5 教育及び保育時間</p>		
<p>(1) 教育及び保育を行う期間及び時間は適切か。</p> <p>ア 教育週数は39週以上か。</p> <p>イ 教育時間は1日当たり4時間以上か。</p> <p>ウ 保育を必要とする子どもの教育及び保育時間は1日8時間か。</p>	<p>○適・否</p> <p>○適・否</p> <p>○適・否</p>	
<p>6 子育て支援事業</p>		
<p>(1) 子育て支援事業を実施しているか。</p>	<p>○適・否</p>	<p>子育て相談等を実施する。</p>
<p>7 利用定員</p>		
<p>(1) 適切な利用定員が設定されているか。</p> <p>ア 利用定員は20人以上か。</p> <p>イ 子ども・子育て支援法第19条に規定する区分ごとに利用定員が設定されているか。</p>	<p>○適・否</p> <p>○適・否</p>	<p>130人  1号: 10人  2号: 69人  3号(0歳): 15人  3号(1・2歳): 36人</p>
<p>8 園則</p>		
<p>(1) 施設の運営についての重要事項等が記載されているか。</p>	<p>○適・否</p>	<p>園則兼運営規程としている。</p>
<p>9 給食</p>		
<p>(1) 適切な方法で給食が提供できているか。</p> <p>ア 園内で調理しているか。  ※満3歳以上に対する外部搬入の特例あり。</p> <p>イ 食育等に関する計画が策定されているか。</p> <p>ウ アレルギー対応等の体制が整備されているか。</p>	<p>○適・否</p> <p>○適・否</p> <p>○適・否</p>	<p>年齢別に策定されている。  具体的な対応方法が定められている。</p>
<p>10 運営状況の評価</p>		
<p>(1) 教育及び保育・子育て支援事業の状況その他の運営状況について評価を行い、運営改善のための必要な措置を講ずるよう、努めているか。</p>	<p>○適・否</p>	<p>適切に実施する。</p>
<p>11 非常災害対策</p>		
<p>(1) 非常災害対策として適切な措置が取られているか。</p> <p>ア 消火用具、非常口その他必要な設備が設けられているか。</p> <p>イ 非常災害に対する具体的な計画が立てられているか。</p>	<p>○適・否</p> <p>○適・否</p>	<p>対応マニュアルが定められている。</p>